

平成23年度実施政策に係る事前分析表

(農林水産省23-4)

政策分野名	総合的な食料安全保障の確立	公表時期	平成23年11月
担当部局名	大臣官房食料安全保障課(大臣官房国際部、消費・安全局、食料産業局、生産局、経営局、農村振興局、農林水産技術会議事務局、水産庁) (大臣官房食料安全保障課、大臣官房国際部国際政策課/国際経済課(経済連携チーム)/国際協力課、消費・安全局植物防疫課/動物衛生課、食料産業局商品取引グループ、生産局総務課/穀物課/貿易業務課/農業環境対策課/畜産企画課、経営局就農・女性課/協同組織課、農村振興局整備部設計課、技術会議事務局総務課、水産庁資源管理部国際課)	政策評価体系上の位置付け	食料の安定供給の確保
政策の概要	国民に対する食料の安定的な供給については、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせることにより確保することが必要である。他方、グローバル化の進展、食品の生産流通過程の複雑化等により、フードチェーンの各段階において食料の安定供給についての様々な不安要因が生じており、総合的な食料安全保障を確立していくことが必要である。 このため、①生産資材の確保等生産面における不安要因への対応、②流通・消費面における不安要因への対応、③国際的な食料の供給不安要因への対応を図るための施策を行う。		
政策に関係する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日) 第3 1. (4)総合的な食料安全保障の確立	評価実施予定時期	平成25年度

政策手段一覧(別紙参照)

(参考)用語解説

注1 エコファーマー	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)に基づき、たい肥の施用等の土づくり技術、化学肥料使用低減技術、化学合成農業使用低減技術を一体的に導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者。
注2 鳥インフルエンザ	A型インフルエンザウイルス感染による鳥類の疾病。 鳥インフルエンザのうち鶏等に高致死性の病原性を示すものを高病原性鳥インフルエンザと呼ぶ。 鶏等が感染すると、全身症状をおこし、神経症状、呼吸器症状、消化器症状等が現れ、大量に死亡することもまれではない。 なお、鳥インフルエンザウイルスは、生きた鳥との濃厚接触により人に感染した例が知られているものの、鶏卵、鶏肉を食べることにより感染することは報告されていない。
注3 BSE(牛海綿状脳症)	Bovine Spongiform Encephalopathyの略。異常プリオンたんぱく質(細胞たんぱく質の一種が異常化したもの)に汚染された飼料(BSE感染牛の脳等を含む肉骨粉等)の摂取により経口感染すると考えられている牛の疾病。2年以上の長い潜伏期間の後、脳組織がスポンジ状になり、行動異常等の神経症状を呈し、発病後2週間から6か月で死に至る。1986年に英国で初めて報告されたが、これは、70年代に英国での肉骨粉の製造工程が変化したことにより、異常プリオンたんぱく質が不活化されずに残存した肉骨粉が流通・給与されたことが背景にあると考えられている。
注4 WTO	World Trade Organization(世界貿易機関)の略。ウルグアイ・ラウンド合意を受け、関税及び貿易に関する一般協定(ガット)に代わり、1995年1月に発足した国際機関。本部はジュネーブにあり、貿易障壁の除去による自由貿易推進を目的とし、多角的貿易交渉の場を提供するとともに、国際貿易紛争を処理する。
注5 WTO農業交渉	WTO農業協定20条の規定に基づき、2000年3月に開始。2001年11月に立ち上げられた新ラウンドの一部として交渉が行われている。2004年7月にジュネーブで開催された一般理事会において、農業分野を含め、枠組み合意がなされた。

政策手段一覧（政策分野名：4. 総合的な食料安全保障の確立）

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(1)	植物防疫法 (昭和25年)	—	—	—	当該法律に基づき、植物に有害な病害虫の侵入防止を図るとともに、発生した場合には、駆除・まん延防止措置を適切に講じることにより、食の安全及び農産物の安定供給に寄与する。
(2)	家畜伝染病予防法 (昭和26年)	—	—	—	国内防疫及び動物検疫を実施することにより、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を図る。 当該法律に基づき、家畜伝染病等の発生予防と侵入の防止を図り、発生した場合には、まん延防止措置を適切に講じることにより、食の安全及び農産物の安定供給に寄与する。
(3)	家畜保健衛生所法 (昭和25年)	—	—	—	都道府県が家畜衛生対策を講じる実施機関として、家畜保健衛生所を設置する根拠及びその業務等を規定。 当該法律に基づき、都道府県は、地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資するため、家畜保健衛生所を設置することにより、食の安全及び農産物の安定供給に寄与する。
(4)	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 (平成11年)	—	—	—	たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)に対し、金融上の特例措置を講ずること、生産資材確保等生産面における不安要因への対応に寄与する。
(5)	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (平成11年)	—	—	—	畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を規定することにより、堆肥の有効利用が図られ、生産資材確保等生産面における不安要因への対応に寄与する。
(6)	商品先物取引法 (昭和25年)	—	—	—	外国商品先物取引規制当局からの調査協力要請に基づいて、国内の関係者に対して主務大臣が報告徴収を行い、当該要請当局に取引情報の提供を行うとともに、我が国も情報提供を受け、農産物の先物市場を監視・規制することにより、需給を反映した価格形成機能の発揮に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(7)	水産防疫対策事業 (平成15年度) (関連: 政策分野1)	132 (128)	124 (116)	115	魚介類の伝染病の発生予防及びまん延防止のため、①水産疾病の診断等緊急対策、海外の水産疾病情報の収集、水産動物疾病の診断法の開発・改良、水産用医薬品の基礎的な研究・開発、未侵入疾病の我が国魚介類に対するリスク評価、②国内の防疫対策を担う技術者の養成、輸入魚介類の疾病検査及びモニタリング、疾病浸潤状況調査、疾病に関する技術書作成・普及等、③国内で問題になっている水産疾病に関する調査・研究を行う。我が国に発生のない魚介類の海外悪性伝染病の水際防疫の強化や国内で発生している伝染病の的確な防疫を行うとともに、国内防疫を担当する養殖衛生管理技術者の養成を行うことにより、安全な魚介類の安定供給に寄与する。
(8)	発生予察の手法検討事業委託費 (平成22年度) (関連: 政策分野1)	—	68 (67)	75	従来の防除対策では防除が困難な病害虫に対応する発生予察手法の見直しを行うとともに、的確な病害虫発生予察情報に基づく効果的・効率的な防除技術の確立を図る。病害虫の防除を効果的かつ効率的に行い、農作物への被害を防止することにより、食の安全及び農産物の安定供給に寄与する。
(9)	家畜伝染病早期診断体制整備事業委託費 (平成20年度) (関連: 政策分野1)	88 (88)	67 (46)	73	家畜の伝染性疾病的早期診断体制を整備するため、①高病原性鳥インフルエンザ等国内発生が稀であるが国家防疫上重要な家畜の疾病の診断に用いる試薬の製造委託、②新規菌株等の性状解析及び牛白血病の検査試薬の製造委託等を実施する。家畜伝染性疾病的発生予防及びまん延防止対策を迅速に講じるため、早期診断体制を整備することにより、安全な畜産物の安定供給に寄与する。
(10)	口蹄疫総合対策事業費 (平成22年度) (関連: 政策分野1)	—	28,148 (23,184)	278	①口蹄疫対策特別措置法に基づき、都道府県に対し、殺処分された疑似患畜以外の家畜の所有者に対する補償・補てん金、埋却等処理費等を負担、また、口蹄疫のまん延防止のため、ワクチンを接種した区域周辺の搬出制限区域内の農家に対する、牛豚の早期出荷等による価値の低下分の費用等を支援、②シカ、イノシシ等野生動物における口蹄疫の浸潤状況を委託調査、③口蹄疫の疑いを獣医師が現場で迅速に診断できる簡易診断キットを実用化、④家畜伝染病が発生した農場の周辺農場の位置や家畜の飼養状況等、初動防疫措置の実施に必要な情報収集のための防疫マップシステムを開発する。 口蹄疫は、伝播力が非常に強く、発生すると畜産物の安定供給に大きな影響を与えることから、発生の予防リスク管理と発生に備えた危機管理体制を強化するとともに、まん延防止措置により、安全な畜産物の安定供給に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(11)	家畜衛生対策事業 (平成17年度) (関連: 政策分野1)	2,560 (2,428)	2,097 (2,071)	2,129	①我が国におけるBSEの浸潤状況を把握するための死亡牛BSE検査について、生産者に対して検査費用等を助成、②豚の慢性疾病であるオーエスキー病等の我が国全体の清浄化に向け、生産者が自主的に行う検査、ワクチン接種及びとう汰等を支援、③HACCPの考え方を取り入れた家畜の飼養衛生管理の指導等を行う農場指導員の養成、生産から消費までの高度衛生管理の取組等を支援する。 当該事業を民間団体等へ支援することにより、国民への安全な畜産物の供給体制の確保と消費者の信頼確保に寄与する。
(12)	家畜伝染病予防費 (平成19年度) (関連: 政策分野1)	3,590 (1,523)	30,390 (27,554)	3,590	家畜伝染病予防法に基づき、①口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ病等の家畜伝染病の発生時、殺処分した家畜等への手当金、②同法第16条に規定する、口蹄疫等の発生時に、殺処分した家畜等への特別手当金を所有者に交付する。③都道府県が実施する家畜伝染病予防事業の費用の全部又は一部を負担する。 主要な家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策を講じることにより、安全な畜産物の安定供給に寄与する。
(13)	消費・安全対策交付金 (平成17年度) (関連: 政策分野1、2)	2,416の内数 (1,747の内数)	4,781の内数 (4,275の内数)	3,023の内数	都道府県等は、次の各分野について、地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を総合的に実施する。①農畜産物の安全性の向上、②食品事故対応等のためのトレーサビリティの普及、③伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止、④地域における日本型食生活等の普及の推進。 地方の自主性の下、③の取組の家畜衛生対策による生産性向上の推進等により、安全な畜産物の安定供給に寄与する。
(14)	植物防疫事業交付金 (昭和60年度) (関連: 政策分野1)	319 (319)	319 (318)	308	我が国の農業生産の安全と助長を図るため、発生予察事業の実施等により、国と都道府県が協力して病害虫のまん延を防止する。 病害虫の防除を効果的かつ効率的に行い、農作物への被害を防止することにより、食の安全及び農産物の安定供給に寄与する。
(15)	生産環境総合対策事業(農業生産環境対策分) (平成21年度) (関連: 政策分野8)	9,385 (834)	310 (251)	261	肥料原料産出国に関する調査・分析や土壌診断に基づいた適正施肥等の取組を支援することで、生産資材の確保等生産面における不安要因への対応に寄与する。
(16)	新型感染症発生時等の食料供給能力向上対策事業 (平成22年度) (主)	—	30 (30)	27	新型感染症の発生時等の異常事態時においても、食料の安定供給が円滑に実施され、国民の食生活に不安が生じないよう、不測の状況下における食品産業事業者等の事業継続能力の向上を図る。食品産業事業者等の事業継続能力を向上させることにより、食料の安定供給の確保に関する流通・消費面の不安要因への対応に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(17)	米買入費(国内米) (大正10年度(旧米穀法の下で開始) (主)	130,174 (35,903)	108,097 (7,133)	43,995	<p>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第4条の規定による基本指針(食料・農業・農村政策審議会食糧部会での答申)で定められた目標数量に基づき、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営のための国内米の政府買入れを実施している。</p> <p>このことにより、国民の主要な食糧である米が主食としての役割を果たし、かつ重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、米穀の供給が不足する事態に備えた備蓄の機動的な運営を行うことにより、米の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に寄与する。</p>
(18)	米買入費(輸入米) (平成7年度) (主)	107,760 (69,771)	90,976 (55,709)	85,616	<p>MA米(ミニマム・アクセス米)の輸入に当たっては、国際約束を踏まえ、</p> <p>①主に加工食品の原料用となる米は、産地・規格等を指定して、競争入札による一般輸入により輸入し、</p> <p>②主に主食用となる米は、産地・規格等を指定せず、輸入業者と国内実需者が結びついて申込むSBS輸入方式により輸入している。</p> <p>このことにより、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づき、国民の主要な食糧である米が主食としての役割を果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、米の輸入については国家貿易によることにより、米の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に寄与する。</p>
(19)	米管理費 (大正10年度(旧米穀法の下で開始)) (主)	53,414 (43,525)	35,624 (20,618)	34,536	<p>①主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第2条、第29条、第30条及び第32条に基づき、米穀を買入れ又は輸入し、売渡しを行うまでの間の保管・備蓄、運送、加工等の業務を委託して行う。</p> <p>また、政府所有米穀の安全性を確保するため、輸入米の販売前のカビ毒分析、流通不適米穀の廃棄等を行う。平成22年10月以降は、全業務を包括的に委託する事業者を選定。</p> <p>②カビ・カビ毒について、科学的データに基づいた有効なリスク管理措置を講じるための実態調査を行う。</p> <p>③中国への米輸出の拡大に向けた条件整備のためにくん蒸倉庫の施設の指定・登録に必要なトランプ調査を行う。</p> <p>このことにより、国民の主要な食糧である米穀が、主食としての役割を果たし、かつ、我が国農業の重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、米穀の買入れ、輸入から売渡し等に係る措置を総合的に講ずることにより、米穀の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に寄与する。</p>

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(20)	学校給食用政府備蓄米支援事業 (無償交付 平成10年度、有償交付 平成15年度) (主)	—	—	—	米飯学校給食の推進及び政府備蓄米の適切な運営を図るため、学校給食用等に政府備蓄米の無償交付等を実施する。このことにより、米飯学校給食の推進及び備蓄制度の理解促進に寄与する。(平成23年度枠: 無償交付3千トン、有償交付0.4千トン)
(21)	加工原材料用政府所有米穀導入促進事業 (無償交付 平成10年度、有償交付 平成10年度) (主)	—	—	—	新たな米加工試験やこれらの米加工新製品が市場定着するまでの支援として政府米の無償交付を実施する。また、今後需要の拡大が期待される加工業者に対して特例価格により有償交付を実施する。このことにより、米を利用した新製品の開発を促進し、米穀の加工用途への需要開発に寄与する。(平成23年度枠: 無償交付0.6千トン、有償交付2千トン)
(22)	麦買入費(食糧麦) (昭和20年度(旧食糧管理法の下で 開始)) (主)	309,813 (158,912)	239,868 (183,149)	297,145	我が国は、麦の需要の約9割を外国産で賄っているが、そのうち、 ①汎用性が高く輸入ロットが大きい主要5銘柄の小麦については、アメリカ、カナダ、オーストラリアから競争入札による一般輸入により輸入し、 ②輸入ロットが小さい主要5銘柄以外の小麦と大麦については、輸入業者と実需者が結びついて申込みを行うSBS方式により輸入している。 このことにより、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づき、国民の主要な食糧である麦が、主食としての役割を果たし、かつ、北海道の畑作輪作体系、都府県の水田営農における重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、麦の輸入については、国家貿易によることにより、麦の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に寄与する。
(23)	麦買入費(輸入飼料) (昭和28年度) (関連: 政策分野2)	103,324 (31,022)	54,280 (28,931)	65,053	飼料需給安定法に基づき毎年度策定される「飼料需給計画」に従って、飼料用麦の輸入を目的とした買入れを実施。これにより、飼料の需給及び価格の安定を図り、畜産の振興に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(24)	麦管理費 (昭和20年度(旧食糧管理法の下で 開始)) (主)	7,770 (6,118)	7,156 (4,719)	5,106	<p>①我が国は、麦の需要の約9割を外国産で賄っており、麦の供給が不足する事態に備え、食糧用輸入小麦の買受資格者である事業実施主体に対し、食糧用輸入小麦を一定水準以上備蓄する場合、1.8か月分の備蓄の費用を助成する(補助率:定額)(食糧麦備蓄対策費補助金)事業を行う。</p> <p>②食糧用輸入小麦の安全性を確保するため、ア不測の事態が生じた場合において、新たな輸入先国から安全な小麦の輸入を確保できるよう安全 性検査する、イ食糧用輸入小麦のくん蒸処理後のリン化水素の残留検査、我が国未承認の遺伝子組換え小麦の混入の疑義が生じた場合の確認検査、食品衛生上の問題が発見された場合の当該現品の廃棄処理する事業を行う。(流通業務取扱費)</p> <p>このことにより、国民の主要な食糧である麦が、主食としての役割を果たし、かつ、北海道の畑作輪作体系、都府県の水田営農における重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、麦の輸入、売渡し、備蓄に係る措置を総合的に講ずることにより、麦の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に寄与する。</p>
(25)	政府所有米麦等処理等事業 (平成23年度第1次補正) (主)	—	—	1次補正:5,206	<p>東日本大震災により、</p> <p>①損傷した政府所有米麦の廃棄処理及び倉庫内で荷崩れなどを起こした政府所有米穀の荷直しなどの復旧作業を実施する。</p> <p>②輸入商社が国に引渡すまでの間に保有する輸入米麦の損傷品を買入れ、処理及び製粉企業等が食糧麦備蓄対策事業により国家備蓄している輸入小麦の損傷品の処理に要する経費について助成を実施する。</p> <p>③損傷品となった備蓄小麦の代替小麦を遠隔地のサイロから輸送する経費及び被災した最寄りの港及びサイロが復旧するまでの間に、輸入小麦を遠隔地の港から輸送する経費について助成を実施する。</p> <p>このことにより、損傷した政府所有米麦等の廃棄処理や現状復旧等が可能となり、米麦の安定供給に寄与する。</p>
(26)	独立行政法人農業生物資源研究所 に要する経費 (平成13年度) (関連:政策分野18)	7,523の内数 (7,430の内数)	7,197の内数 (7,195の内数)	当初:7,108 一次補正: 173	<p>農林水産研究基本計画を踏まえ、農林水産大臣の指示した中期目標(平成23年度～平成27年度(5年間))の達成のため、生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究等を重点的に実施するため必要な資金を交付及び効率的かつ効果的な研究を推進する上で必要な研究施設の整備・改修に要する経費に対する補助。</p> <p>中期目標の達成に向け、独立行政法人の策定した年度計画に基づいて、①農業生物遺伝資源の充実など画期的な農作物や家畜等の開発を支える研究基盤の整備、②農業生物に飛躍的な機能向上をもたらすための生命現象の解明と利用技術の開発、③新たな生物産業の創出に向けた生物機能の利用技術の開発を行うことにより、総合的な食料安全保障の確立に寄与する。</p>

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(27)	世界食料需給動向等総合調査・分析関係費 (平成20年度) (主)	166 (160)	169 (165)	153	国際食料事情の変化を的確に捉えた食料需給情報の収集・分析・提供体制の整備とノウハウの蓄積により、農林水産省独自の食料需給情報の把握・分析の多角化・高度化と効果的な提供を図る。このことにより、国際的な食料の供給不安の対応に寄与する。
(28)	国際機関を通じた農林水産業協力 拠出金 (昭和48年度) (主、関連: 政策分野15、19)	2,288 (2,288)	2,141 (2,141)	1,951	国連食糧農業機関(FAO)などの農林水産分野の国際機関と協力し、アフリカ等開発途上国における飢餓や貧困の削減、気候変動対策や越境性感染症対策などの地球規模の課題への対応及び水産資源の適正な管理・持続的利用の確保等の推進により、世界の食料安全保障に貢献することで、我が国の総合的な食料安全保障の確立に寄与する。
(29)	国際農業協力委託・補助事業 (平成18年度) (主)	221 (204)	188 (177)	167	アジア・アフリカを中心とした開発途上国における飢餓や貧困の削減等の課題に対応すべく、農業生産の拡大や生産性の向上のための手法確立及び農民組織強化のための人材育成等を実施することにより、世界の食料安全保障に貢献することで、我が国の総合的な食料安全保障の確立に寄与する。
(30)	国際漁業振興協力事業 (平成12年度) (主、関連: 政策分野19)	901 (899)	807 (800)	767	入漁等により我が国漁業と関係のある開発途上国を対象とした水産行政・漁業技術等の研修及び水産業開発・振興を図るための専門家派遣と資機材の供与などの海外漁業協力事業を通じ、我が国漁業の海外漁場の確保と水産資源の持続的利用の推進を図るとともに、世界の食料安全保障に貢献することで、我が国の総合的な食料安全保障の確立に寄与する。
(31)	国際協力推進調査等委託費 (昭和63年度) (主)	69 (65)	65 (64)	23	国際かんがい排水委員会が行うかんがい排水に関する調査・研究への支援を行うとともに、国際的な水議論の場において水田農業の重要性等について理解の醸成を図ることを通じ、世界の食料安全保障に貢献することで、我が国の総合的な食料安全保障の確立に寄与する。
(32)	国際食糧農業問題調査等事業委託費 (平成20年度) (主)	59 (47)	69 (58)	46	世界の食料需給、国際農業交渉に大きな影響力を持つ主要国や交渉相手国の農業、農政及び農産物貿易の動向等について調査・分析を行い、WTO交渉、EPA/FTA交渉など今後の国際交渉に適切に対処し、我が国の食料安定供給に寄与するための基礎資料とする。
(33)	国際分担金 (昭和26年度) (関連: 政策分野15)	489 (430)	562 (421)	627	まぐろ類、鯨類等の水産資源の管理を行う地域漁業管理機関、国際捕鯨委員会、動物伝染病の防疫等に関する国際基準等を策定する国際獣疫事務局等の国際機関に対し、条約・規則等に規定された運営費等を加盟各国が分担して支出する義務的経費。農林水産分野における国際貢献や国益の確保に寄与する。

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(<減収額>) (百万円)		23年度 当初予算額/ <減収見込額> (百万円)	政策手段の概要及び政策との関連性
		21年度	22年度		
(34)	海外農業農村開発促進調査等補助金 (平成23年度) (主)	—	—	387	気候変動の影響に適応可能なかんがい排水施設の整備や維持管理手法に係る調査など、農業農村開発分野における課題解決のための調査や農業農村開発協力を促進するための各種取組の実施を通じ、世界の食料安全保障に貢献することで、我が国の総合的な食料安全保障の確立に寄与する。
(35)	外国人研修受入れ適正化事業 (平成20年度) (主)	75 (75)	79 (77)	61	農業分野での外国人技能実習生の受入れに関し、一層の適正化を図るため、改正入管法に基づく適正な受入れ体制構築の支援、技能実習生や農家への相談対応等を実施することで、我が国の総合的な食料安全保障の確立に寄与する。
(36)	アジア・アフリカ農村開発機構分担金 (昭和38年度) (主)	14 (14)	14 (14)	14	アジア・アフリカ地域の農村開発を促進するための活動を行っているアジア・アフリカ農村開発機構の運営に必要な分担金の拠出を行うことにより、加盟国における我が国の農業や制度に対する認識を深めることで、我が国の総合的な食料安全保障の確立に寄与する。
(37)	アジア食料生産力向上農業人材育成事業 (平成22年度) (主)	—	40 (40)	38	アジアの開発途上国の農業青年に対し我が国の優れた農業技術等の研修を実施し、地域農業リーダーとなる人材の育成を支援することで、我が国を含めた東アジア諸国を中心とする国際的な食料安全保障の確立に寄与する。
(38)	緊急食糧支援事業 (平成11年度～平成43年度) (主)	5,908 (5,908)	3,370 (3,370)	4,453	世界食糧計画(WFP)からのアピールを受け、人道支援の観点から、政府米を、平成10年度にインドネシアに70万トン、平成12、13年度に北朝鮮に50万トン貸し付けたが、償還が国際価格で行われることから、貸付時との差額が食料安定供給特別会計の損失として発生するため、この損失を一般会計から補填する。 ①国は、一般会計から(社)国際農林業協働協会(JAICAF)に対して、貸付時の国内評価額(インドネシア:国内産米18万円/トン、MA米8万円/トン、WFP(北朝鮮):国内産米22万円/トン)と被援助国からの償還額(国際価格)との差額をJAICAFに拠出する。 ②インドネシア及びWFP(北朝鮮)は、JAICAFに毎年20年賦により国際価格で償還する。 ③JAICAFは、食料安定供給特別会計に貸付時の国内評価額を償還する。(WFP(北朝鮮)分の拠出、償還、返還は平成24年度から) このことにより、我が国の食料安定供給に寄与する。

(注1) 政策手段のうち、予算事業については、平成23年度補正予算(第2号)までを記載している。

(注2) 当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。

また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。